

認証評価の機会を九州大学ならではの教育の質的向上に活かす

大学評価情報室・副室長 法学研究院 関口 正司

はじめに

1. 認証評価の目的と制度の概要
2. 大学評価・学位授与機構による認証評価の特徴
3. 標準的取組の着実な実施と個性的活動の展開
4. 各部局における適切な教育目的を設定することの決定的重要性

むすび

【キーワード】評価，大学評価，認証評価，教育改善

はじめに

大学は、今、本格的な評価の時代を迎えている。九州大学をはじめ、2004年に法人化した国立大学は、中期目標期間終了時（2009年度）において、法人評価を受けることが義務づけられている。

他にも、国立大学に限らず大学全般に対し、法律によって義務づけられている評価として、自己点検・評価がある（学校教育法第69条の3）。さらに、学校教育法および関連する政令により、すべての大学は、文部科学省によって認証された第三者評価機関による評価を7年ごとに受けることが義務づけられている。これは、必ずしも正確な呼び方とは言えないが、通称として「認証評価」と呼ばれている第三者評価である。

各種の大学評価がこのように法律によって義務づけられている事実は、国民全般が大学評価を強く求めていることを示すものとして、しっかり受け止めるべきである。とはいえ、当然のことながら、「法律で定められているから」というのが、大学側の自己点検・評価の主要な動機・理由であるというのでは困る。法律で規定されていようがまいが、「教育研究水準の向上」は大学の存在意義の根幹にかかわる責務であり、この責務を自覚しない評価は、魂を欠いた形式的行事に堕さざるをえない。しかも、どのような動機からかかわるにせよ、法人評価と認証評価への対応は大学にとって大きな負担となる。そうであればこそ、高いコストに見合うだけの本質的なメリット、すなわち教育研究上の改善と質的向上というメリットを労多い評価作業の代償として追求することは、大学の使命にかなった得策でもある。

そこで本稿では、「改善のための評価」という基本的観点から認証評価を取り上げ、この評価への効果的で有意義な取組に関する4つの要点について、順次、説明していくことにしたい。

* 学校教育法の条文については次のサイトを参照。 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>

* * 認証評価の現状や背景については、『IDE 現代の高等教育』、2005年12月号、特集「動き出した認証評価」が参考になる。

1．認証評価の目的と制度の概要

認証評価に効果的かつ有意義に取り組むための第一のポイントは、認証評価の制度目的や概要を把握することである。

認証評価制度は、大学の質の保証の一環として第三者による継続的な大学評価の制度を確立するという趣旨にもとづいて、2004年4月に導入された。これにより、国公立などの設置形態にかかわらず、すべての大学が、国の認証を受けた評価団体の評価を定期的に受け、その評価結果が公表されることとなった。

認証評価の制度がめざしている目的は、①公表される評価結果を、広く社会全般による大学への評価へと連動させること、②評価結果を踏まえた大学自らによる改善を促進することである。これら二つの目的は、いずれも、大学の質的保証を趣旨としている。認証評価には、大学の総合的な状況の評価（大学全体の教育研究、組織運営、施設設備などの総合的な状況の評価する機関別評価）と、専門職大学院の評価とがある（本稿では、機関別評価に限定して論ずることとする）。

文部科学省は、評価の基準・方法・体制などについて一定の基準を定めている。認証評価機関をめざす団体の申請により、文部科学大臣は、この基準に適合する団体を認証する。認証評価は、この認証評価機関によって行われることになる。認証評価機関としては、現在のところ、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日弁連法務研究財団などがある。

大学は、これらの機関の中から、評価を受ける機関を選択することができる（九州大学の場合、機関別認証評価としては、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けることが決まっている）。評価を担当する機関は、それぞれが定める評価基準によって評価を実施することになる。

* 認証評価の概要については、次のサイトを参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/05061602/008_1a.htm

2．大学評価・学位授与機構による認証評価の特徴

上に見たように、認証評価制度は大学の質の保証を趣旨としている。こうした趣旨が定められた背景としては、少子化などの影響による教育研究や財務等の諸次元における質的低下をチェックする必要や、国際的に通用する質の確保といった課題などが考えられる。ただし、質の「最低限」の保証が、認証評価の唯一の目標であるとまで断言することはできない。実際、この点については、それぞれの認証評価機関の側の姿勢に微妙な差異が感じられなくもない。

そこで、認証評価に効果的かつ有意義に取り組むための第二のポイントとして、実際に評価を受けることになる認証評価機関が、どのような方針で認証評価に取り組もうとしているかについて、より具体的に把握することが必要となってくる。九州大学は、大学評価・学位授与機構による認証評価を受ける予定であるから、この機構の認証評価への取り組み姿勢に注目することにしよう。

大学評価・学位授与機構（以下、機構と略記）によれば、機構による認証評価は、大学の教育研究水準の向上を図るとともに、その個性的発展に資するよう、次の三つを目的として実施される。

- (1)【質の保証】機構が定める大学評価基準にもとづいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2)【改善の促進】評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等

の改善に役立てること。

- (3)【社会的説明責任】大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

機構は、これらの目的を前提に、認証評価の基本的な方針を掲げている。すなわち、①大学評価基準にもとづく評価、②教育活動を基本とした評価、③各大学の個性の伸長に資する評価、④自己評価にもとづく評価、⑤ピア・レビューを中心とした評価、⑥透明性の高い開かれた評価、の6点である。

認証評価について機構が明らかにしている諸方針の中でとくに注目されるのは、大学の個性の伸長が強調されている点である。このことは、機構の認証評価が、認証評価の制度的趣旨である質の保証を掲げつつも、同時に、各大学の横並び的標準化を誘導することを避け各大学の個性的発展を促すような観点を評価に盛り込もうとしていることを示唆している。

この点を、機構の大学評価基準の中で確認してみよう。大学評価基準における各基準と各基準に含まれている基本的観点は、教育（および教育に資する研究）の質の全般的確保という制度的趣旨に即して設定されていると言える。すなわち、基準と基本的観点は、一般的に、各大学の特徴・個性に大きく左右されない標準的な取組の実施状況を問うものとなっている。しかし他方、基準の中で「大学の目的」、「教育の目的」という表現が多用されている点にも注目する必要がある。これらの「目的」は高等教育機関としての適正なものであるという標準的要件を満たす必要があるばかりでなく、さらに、「目的」の中に大学の特徴や個性が織り込まれていることが期待されていると言えよう。機構が、「競争的環境の中で個性が輝く」大学をめざした1998年大学審答申を承けて設立され、各大学の個性を踏まえた目的・目標を評価基準とする試行評価を3年余りにわたって実施した経緯を考えるならば、こうした「目的」重視の姿勢は、機構の評価の「個性」として十分うなずけるところである。さらに重要なことは、こうした機構の認証評価の姿勢は、九州大学における教育研究の戦略的展開にとって好都合であると言えることである。次にこの点を検討することにしよう。

* 大学評価・学位授与機構による認証評価の詳細については、次のサイトを参照。

http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/hyouka_110-10.html

3．標準的取組の着実な実施と個性的活動の展開

認証評価によって九州大学の教育研究の質が確保されていることをあらためて確認することは、もちろん重要で有意義なことではあるが、それとともに、九州大学には、その特徴・個性からして、「高い水準の質」を保証している点を社会に向けて強く訴えることが必要不可欠である。機構による認証評価への基本姿勢は、九州大学のこうした必要に合致していると言える。言い換えれば、九州大学における認証評価対応の基本戦略は、標準的取組を着実に実施しつつ、本学の個性をなす諸活動の高い水準を評価してもらうことであろう。

ここで「標準的取組」と呼んでいるものは、大学の個性・特徴がどのようなものであれ、大学という教育機関全般に期待されている教育の質を保証するために必ず取り組んでいるべき諸活動を指

している。たとえば、FDの実施や、シラバスの整備などである。この種の取組は、機構の大学評価基準や付随する基本的観点の中で必ず言及されている。

こうした標準的取組を実施する際に重要なのは、守りではなく攻めの姿勢をとることである。FDの実施やシラバスの整備などは、今や、どの大学でも取り組んでいる事柄である。九州大学がそれたに取り組んだからといって、それは当然のことをしたことでしかない。言い換えれば、標準的取組に漫然と取り組むだけでは、凡庸な評価結果しか得られないのであり、九州大学の特徴・個性を社会にアピールすることはできない。それをアピールするためには、そうした標準的取組が、高い水準の教育目的を実現するための基盤として位置づけられ実施されている必要がある。

もちろん、九州大学の特徴・個性を発揮するには、標準的取組だけでは不十分であり、個性的な諸活動の展開が必要不可欠である。そうした個性的な諸活動は、国立大学法人としての九州大学の中期計画および各部局の中期計画に数多く盛り込まれているものと考えられる。認証評価の機会に、それらの諸活動が、標準的取組によって下支えされながら、強力に展開されていることを示すことができるならば、認証評価の結果は、九州大学においては、たんなる最低限あるいは標準的な質の保証にとどまらず、高水準の質の保証がなされている、ということを実証するはずである。

認証評価に対するこのような基本姿勢をあらゆる取組において貫徹するためには、次のことが重要なポイントとなる。すなわち、標準的な取組にせよ、個性的な取組にせよ、九州大学における教育上のあらゆる取組の諸目的は、最終的に九州大学ならではの高水準の能力・資質をそなえた学生を育成し社会に送り出す という究極目的につながっていなければならない、ということである。

4. 部局における教育目的の決定的重要性

認証評価の対象となる教育活動としては、主に、全学教育、学部教育、大学院教育が考えられる。ここでは、後二者との関連で、部局の教育活動に注目することとする。

実際、機構が採用している大学評価基準および基本的観点の多くは、部局レベルでの具体的な活動や取組に関連している。これまでの考察を踏まえるならば、部局レベルにおける認証評価への対応度を図るチェック・ポイントとしては、4点を指摘することができる。部局において実施されている取組、および、すでに策定されている教育目的や中期計画・年度計画等について、これら4点をチェックし、その結果として必要と判明した施策を適切に講ずることが、認証評価対応策ということになる。チェックに際しては、次頁に示すような表(表1)を作成しておくことと便利である。

(1) 教育成果に関する部局の目的は、大学の目的(教育憲章、学術憲章等)と整合しているか?

機関別認証評価は大学全体を評価対象とするので、部局の取組は大学全体の理念や基本的な教育方針と整合していることが大前提である。認証評価に際しての根拠資料としても役に立つので、表

教育憲章4原則	人間性	社会性	国際性	専門性
成果型目的・1				
成果型目的・2				
成果型目的・3				

= 密接に関連している

= ある程度関連している

にするなど、わかりやすい形で対応関係を整理しておくことが望ましい。

- (2) 教育成果に関する部局の目的は、大学と部局の個性・特徴を活かしながら九大ならではの高い水準をめざすものとなっているか？

攻めの姿勢にもとづいて認証評価の機会を活用し尽くすための、最も重要なチェックポイントである。部局の中期計画や年度計画の中に盛り込まれている特徴ある取組をピックアップし、部局の教育目的と関連づけたり、教育目的の中に十分反映させるよう教育目標の改訂を行うなどの対応が必要である。要点は、教育目的に関する共通理解を関連委員会や構成員全般に徹底することを通じて、特徴ある取組の自覚的推進を図ることにある。

特徴ある取組と教育目的を関連づけるに際しては、目的達成を裏づける具体的にわかりやすい指標を探し出すことが重要である。難しい作業だが、試行錯誤を重ねるしかない。

- (3) 部局の取組および教育目的と、認証評価基準との整合

具体的には、次の3項目をチェックする必要がある。

- ①部局の取組・活動は、認証評価基準・基本的観点を網羅しているか？
- ②認証評価の観点で重要と考えられるが、部局の中期計画・年度計画に組み入れられてないために見落とされるおそれのある取組・活動はないか？
- ③部局の教育目的は、認証評価基準の枠組との対応関係を示せるように整理されているか？

- (4) インプット、アウトプット、プロセスに関する目的や取組・活動は、高水準の個性的な教育成果に関する目的を達成する手段として位置づけられているか？

チェックの具体例としては、次のようなものが考えられる。

表1 認証評価への対応度を確認するための表

基準の種類	認証評価基準	部局の教育目的	部局の取組	
基本的な教育理念	基準1 大学の目的	目的C	・	
インプット、 アウトプット、 プロセス	基準2 教育研究組織（実施体制）	目的D	・	
	基準3 教員及び教育支援者	目的E	・	
	基準4 学生の受入	目的F	・	
	基準5 教育内容及び方法		↓	
	基準7 学生支援等		↓	
	基準8 施設・設備			
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム			
	(基準10 財務)			
	アウトカム	基準6 教育の成果	目的A	・
			目的B	・
	選択的評価基準（省略）			

- ①カリキュラムや提供科目は、教育成果に関する目的と整合しているか？
- ②高水準の個性的な教育成果をもたらすような、特徴ある取組や活動が行われているか？

*教育目的の設定方法に関する詳細については、関口正司『教育改善のための大学評価マニュアル』（九州大学出版会，2004年）を参照していただきたい。

むすび

大学評価が本格化するにつれて、評価の必要性や重要性に関する大学構成員の一般的理解は深まってきているように思われる。しかしそれとともに、実際の評価作業の多さや、作業が一部の構成員に集中しがちであるといった事態が具体的に見えるようになって、「評価疲れ」が語られることも少なくない。とはいえ、評価そのものを回避することはできないのであるから、評価作業の効率化と技量の向上に努めるとともに、貴重な時間や労力を費やした評価を積極的に活かし、教育改善につなげることがめざされるべきである。

大学改革においては、マネジメントや財務、組織再編などが注目されがちであるが、それらは結局のところ、大学における本質的な活動である教育において大学の力量を高めるための手段に他ならない。認証評価もまた、大学の教育力を高めるための手段として活用されなければならない。

*本稿は、2005年9月27日に本学において実施された全学FD（大学評価を知る 魅力ある大学づくりへの参画）において行った講演において使用したメモと資料にもとづいて、新たに書き下ろしたものである。